

2026年2月18日

石川県知事

馳 浩 様

さよなら！志賀原発ネットワーク  
志賀原発を廃炉に！訴訟原告団  
石川県平和運動センター  
原水爆禁止石川県民会議  
社民党石川県連合  
石川県労働者協議会連合会

## 安全協定および原子力防災計画に関する質問書

さる11月24日、令和6年能登半島地震後初めてとなる住民参加の下での石川県原子力防災訓練が実施されました。訓練の目的は訓練実施要領によれば「原子力災害時の緊急時対応に万全を期すため、(中略)原子力災害の対応体制を検証する」とあります。さらに馳知事は記者会見で「原子力防災に対する住民の理解促進を図ること」も目的として掲げています。

「万全を期す」とはいかなる意味でしょうか。昨年の私たちの質問書に対して県は、北陸電力との安全協定に掲げる「住民の安全確保」とは志賀原発由来の被ばくはゼロという意味ではなく、一般公衆の被ばく線量限度である1mSv/年以下を求めていると述べました。さらにこれは平常時の基準であり、事故時は対象外であると述べました。事故時の被ばく線量は、避難計画が定める防護対策が適切に実施されれば国がめやすとしている100mSvを下回るとしつつも1mSvを超えるリスクはあること。また、5km圏で孤立地区が発生した場合の被ばく線量は100mSvをめやすとしていることなどを認めています。

多くの住民は、「万全を期す」ならば被ばくはゼロ、たとえ被ばくが避けられないとしても一般公衆の年間被ばく線量限度である1mSv以内に収まると受け止めます。しかし、元の「原子力防災計画」自体が「万全」とは裏腹の大量の被ばく容認の計画です。「住民の理解促進」というならば、避難計画が決して住民を被ばくから守らないことを伝えるべきです。

県は原子力防災訓練の実施にあたり「能登半島地震の現実の即したものにしたい」と述べてきました。しかし訓練当日、私たちが取り組んだ監視行動を踏まえているならば、能登半島地震の現実に即したのは訓練想定の「志賀町で震度7の地震が発生」という言葉のみ。避難訓練にとって不都合な被害は起こらないことにし、「震度7で志賀原発が事故を起こしても、周辺住民は無事避難できる」という新たな安全神話づくりのための訓練だったと断言せざるをえません。このような訓練を約600人の住民、約1100人の防災関係者を巻き込んで実施したことに対して強く抗議します。

このままでは、石川県は志賀原発の早期再稼働を目指す北陸電力の下請け機関です。自治体の原子力行政の2本柱である安全協定と原子力防災が住民の安全を守るという本来の目的のために最大限活用されるよう求め、以下質問をさせていただきます。

## I 安全協定について

昨年の質問書に対する回答を抜粋する。

- ・安全協定第1条が掲げる「安全性の確保」とは、平常時の一般公衆の被ばく線量限度1mSv/年以下を求めるという意味であり、事故時は原子力災害対策特別措置法や原子力災害対策指針の範疇となる。
  - ・県が安全を確保できないと認めるときは第12条に基づき北陸電力に「適切な措置」を求める。
- 以上を踏まえて以下、質問する。

### 1. 安全協定の範疇について

- (1) 安全協定は石川県および志賀町が北陸電力の間で交わした協定であり、原災法等の法令に関わらず、平常時、事故時を問わず1mSv/年を順守させることが協定の目的ではないか。
- (2) 安全協定の範疇を平常時に限定するとの解釈を採用したのはいつからか。北陸電力との協議はいつ行われたのか。

### 2. 安全協定第12条をめぐって

- (1) 安全協定の目的は、あくまでも北陸電力が志賀原発を保守運営するにあたって周辺住民に被害を及ぼさないよう万全の措置をとらせることがある。1mSv/年を超える被害が住民に及ぶリスクがあるのならば、第12条に基づく「適切な措置=運転停止」を要求すべきであると考えるが見解を聞く。
- (2) 運転を停止しても核燃料は保管されており、周辺住民に1mSv/年を超える被害が及ぶリスクがあるのならば、第12条に基づく「適切な措置=廃止措置」を要求すべきであると考えるが見解を聞く。

## II 原子力防災計画・避難計画について

昨年の質問書に対する回答を抜粋する。

- ・地域防災計画における複合災害対策については、能登半島地震の検証もふまえ、必要な見直しをおこなう。
- ・地域防災計画が想定する事故は福島第一原発事故の100分の1の規模。福島と同等規模の事故が起こる可能性を否定しないが、現行計画でカバーできる。
- ・この場合、適切な防護措置を講じれば、UPZはめやすとされる100mSvを十分下回る。PAZでただちに避難できない場合でも被ばくリスクのめやすは100mSvである。
- ・警察や消防などの実働機関の線量限度は各機関で定めており、その限度内で作業をおこなうことになる。

以上を踏まえて以下、質問する。

## 1. 地域防災計画の見直しについて

- (1) 昨年7月、「令和6年能登半島地震対策検証報告書」が公表された。53の検証項目に対して課題が整理され、改善の方向性が示された。原子力災害が重なった場合でも有効に機能する改善策がある一方で、別途検討が必要な項目や完全に機能しなくなる項目もある。原子力災害との複合災害となった場合の対応の難しさが改めて浮き彫りになったと思えるが、今後の原子力防災計画の見直しの方向性を聞く。
- (2) 計画見直しの前提として、福島原発事故と同等の事故と、地域の孤立や通信・ライフラインの途絶など能登半島地震の現実に即した被害を想定した避難シミュレーションをおこない、課題の洗い出しをすべきではないか。

## 2. 原子力防災への「理解促進」について

- (1) 県は原子力防災についてどのように理解してほしいと考えているのか。
- (2) 今回の原子力防災訓練を通じて、参加した住民にどのような理解が進んだのか、県の認識を聞く。
- (3) 屋内退避の被ばく低減効果は45%程度である（屋内退避検討チーム資料）。計画に規定された防護措置が適切に講じられたとしても、1mSvを超える被ばくリスクがあることを周知しているか。特に全面緊急事態で「ただちに避難」とされるPAZで孤立地区が発生した場合、屋内退避をしても100mSvを超える被ばくリスクがあることを当該地区の住民に伝えているか。
- (4) PAZの複合災害対応訓練として毎回、民間事業者（今回は建設業協会）が道路啓開作業にあたっているが、マスクや防護服、ポケット線量計の携帯など防護装備は一切ない。民間事業者への原子力防災の理解促進の取り組み状況を聞く。
- (5) 「検証報告書」は災害リスクの防災教育が必要と指摘している。規制委も県も、新規制基準に合格した原発であっても福島原発事故と同等の事故が起こるリスクを否定していない。原子力防災への理解促進の大前提として、福島並み原子力災害のリスクがゼロではないことを住民に周知すべきではないか。

## 3. 「能登半島地震の現実に即した訓練」の検証

- (1) 被害を過小評価
- 訓練想定で掲げた「志賀町で震度7の地震が発生」という文言以外、奥能登の甚大な被害はもちろん、志賀町の被害すら反映されていない。被害を過小評価し、ご都合主義的に被害を部分的に取り入れただけの訓練ではなかったか。
- (2) 大型バスは通行不能
- 能登半島地震では、金沢方面から奥能登各市役所・役場へ大型車両通行可となったのは発災3日後の1月4日。2週間が経過してもその先の各集落の避難所へつながる道路は大型車両通行

不可だった（検証報告書より）。大型バスによる住民避難は能登半島地震の現実に即した訓練と言えないのではないか。

### （3）孤立集落解消は難航

発災当初は奥能登全域が孤立。自衛隊や警察車両が輪島市役所や珠洲市役所に到着するのに20～24時間要した。その後も孤立地区の把握自体、スムーズにはいかず1月7日によくやく孤立と確認された地区もある。実質的に孤立が解消したのは1月19日のこと。「建設業協会が道路を復旧し、自衛隊特殊車両（高機動車）で復旧箇所を通過し、バスに乗り換えて白山市へ避難」というシナリオで避難できる孤立住民は幸運でしかなく、多数の孤立地区が放置されることを前提とした訓練ではないか。

### （4）多数の情報難民発生

奥能登では停電と通信の途絶によって、情報難民が多数発生した。技術的な改善は進むとしても、今後も情報が届かない地区や情報難民が生じるリスクは避けられない。PAZの即時避難やUPZの屋内退避、そして一時移転の通報が届かないことも想定すべきではないか。

### （5）住宅損傷やライフラインの寸断で屋内退避は破綻

住宅の損傷に加え、広域的な停電、断水、さらに食料や燃料等の輸送が止まり、さらに余震の心配もあり屋内退避できない住民が多数発生した。多くの住民が避難所に移動したが、避難所が人であふれていたため断念した人も少なくない。さらに病気や障がい、ペット同行など様々な事情を抱えた人も含め、車中泊やビニールハウス泊を余儀なくされた人も多い。避難計画上は、UPZは全面緊急事態で屋内退避となるが、計画から漏れる住民をいかに救うのか、まったく考慮されていないのではないか。

### （6）決定的なマンパワー不足

発災当日の職員参集率は珠洲市20%、穴水町38%、輪島市および七尾市39%、能登町54%、志賀町62%であった。消防や警察は参集の厳しさに加え、地震に付随する火災や事故で出動要請が殺到した。果たして原子力防災業務に対応できる余力がどれほど残っていたのか、訓練実施の前に検証すべきではないか。

## 4. 雪害時の原発震災について

- （1）内閣府や原子力規制庁は「自然災害との複合災害の場合は、自然災害の対応を優先」としている。暴風雪や大雪時に大地震が発生し原発が重大事故に至った場合も同様の考え方となるのか。
- （2）雪害時に原発震災となれば、除雪作業は放射線防護の関係で一層困難となり、自家用車避難はもちろん、バスや福祉車両の手配もできなくなる。地域の孤立は長期化し、屋内退避を続ける住民は放射能を含んだ雪に覆われ、さらに高線量の被ばくを強いられる。防災業務関係者の参集率はさらに低下し、外部からの支援も入れない。原発事故によって自然災害への対応すらできなくなり、原子力防災体制は全面破綻となるのではないか。